

私は日本共産党市議団を代表して、議案第 108 号一般会計補正予算では修正案以外のもの、議案第 122 号市税条例等の一部改正について、議案第 133 号市道の認定について、以上 3 議案に反対するものとして討論をおこないます。

まず、一般会計補正予算では河原インター山手工業団地建設に向けての雨水排水路整備事業費が債務負担行為で計上されています。

これは可燃物焼却施設建設との一体化の事業として、地元合意のないまま見切り発車で進められており、それに係る市道の認定についても認めることはできません。

次に市税条例の改正では、市税の不申告に関する過料を現行の 3 万円から 10 万円に引き上げるもので、市民への罰則強化となります。これまで本市では罰則を科したことがないと聞いております。ならば引き上げる必要はないものと考えます。

以上で反対討論を終わります。